

## Q&A「第4次佐渡市男女共同参画計画(案)」

### Q1 男女共同参画とはどういう意味ですか。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のことです。(男女共同参画社会基本法より)

佐渡市において、性別による偏見がなくなり、ひとりひとりがその能力を十分に発揮でき、暴力におびえることなく安心して暮らし、お互いを尊重し合える社会を目指すために計画を策定します。

### Q2 この計画は初めて作るものですか。

今回が3度目の改訂となり、第4次計画となります。

### Q3 今までの計画はどのようなものだったのですか。

平成19年度～平成26年度 (8年間計画)	佐渡市男女共同参画計画 ～気づけば島は変わります 男女共同参画～
平成27年度～平成31年度 (5年間計画)	第2次佐渡市男女共同参画計画 ～一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ～
令和2年度～令和6年度 (5年間計画)	第3次佐渡市男女共同参画計画 ～だれひとり、取り残さない多様な生き方が選択できる島へ～
令和7年度～令和11年度 (5年間計画)	第4次佐渡市男女共同参画計画(案) 「あなたらしく輝き 認め合う社会へ」

### Q4 今回の計画の変更点について教えてください。

#### ○第3次計画からの変更点

- ・基本目標の追加(3つから4つへ)
- ・重点目標の削減(13個から11個へ)
- ・SDGsにおけるターゲット5「ジェンダー平等を実現しよう」達成のために取り組むことを記載
- ・「市民の皆さまの役割」と「事業所の皆さまの役割」の削除
- ・計画の指標の具体化(目指すべき指標を数値で設定)

#### ●第4次計画からの新規事項

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として一体的に策定
- ・第3次計画の施策推進状況(課題の整理と計画の指標の評価)
- ・各施策に対する具体的な取組みの記載(どこの課が、何に取り組むのか)
- ・資料編に各種関係法令の追加

### Q5 その他の質問について

上記以外の質問(「〇〇ページの言葉の意味がわからない」など)については、意見提出用紙へ記入のうえ、ご提出ください。